

政 法 第 4 1 9 8 号
答 申 第 4 2 2 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月24日付け女サ第179号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第512号

平成25年6月26日付けで異議申立人から提起された、平成25年6月21日付け女サ第144号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成25年6月21日付け女サ第144号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由及び意見書

異議申立ての理由及び意見書の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、平成25年5月27日付けで、「千葉県女性サポートセンター（以下「センター」という。）が発行する『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』（以下「証明書」という。）の発行にかかるマニュアル、事務手順、要領など発行の基準、要件、条件その根拠となる事項などを記した一切の書類」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

これに対し、実施機関は、平成25年6月21日付けで本件決定をした。

(2) 本件決定の根拠は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第6号に該当するとしているが、不開示の理由にはならない。

本件決定において、本件請求文書を開示することは、支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながり、また、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうので、センターの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかしながら、本件請求文書の記載内容は、センターが「配偶者からの暴力を理由として保護した場合」または「来所相談の事実があった場合のみ」でも証明書を発行することが記されているに過ぎず、このことは平成20年5月9日付け府共発第199号内閣府男女共同参画局推進課長発各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あて通達及び同日付け雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長発各都道府県民生主管部（局）長あての通知（以下「二通知」という。）により公になっており、国民周知の事実であるから、センターが「千葉県女性サポートセンター業務マニュアル」（以下「本件マニュアル」という。）中に記している証明書を発行する旨記したくだけは上記二通知に依拠しているものであり、これを不開示とすることは、不当である。

(3) また、本件請求に係るもう一つの担当課である総合企画部男女共同参画課の対応は、平成25年6月24日付け共参第123号により「配偶者暴力相談支援センタ

一における相談等にかかる証明の事務処理基準」（以下「処理基準」という。）を開示するものであった。この処理基準には業務遂行に当たっての考え方や手順などが詳細に記載されており、考え方や手順など支援の詳細部分を含む本件対象文書の開示が、センターの事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとの説明に矛盾があり、説明は失当である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

平成25年6月21日付け女サ第144号により実施機関が行った本件決定

2 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し平成25年5月27日付けで本件請求をした。

これに対し、実施機関は、本件請求文書を本件マニュアルのうち証明書発行にかかる記述箇所（以下「本件対象文書」という。）と特定し、平成25年6月21日付け女サ第144号により本件決定を行った。

3 本件対象文書の内容

本件マニュアルは、センターにおいて職員の業務遂行のための心覚えとして利用する支援の詳細かつ具体的な情報を掲載した内部資料であって、センターで発行する証明書の種類、具体的な事務手続などを記している。

なお、証明書は、配偶者暴力相談支援センター等において行った相談の有無等の事実に属する事項を証明するものであり、相談者等からの申請に基づき発行され、自立支援のための諸手続を行う場合に利用される。

4 不開示の理由について

条例第8条第6号該当性について

センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を行う専門機関であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）において、特に被害者の心身の状況等に配慮した安全の確保及び秘密の保持が義務付けられているところであり、本件請求文書を開示することは、支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追求にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうため、センターの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件対象文書は、関係省庁からの通知に依拠して作成されたものであり、当該通知が公になっており、国民周知の事実である以上これを不開示とすることは何ら意味がなく、条例第8条第6号に該当しない旨主張する。

しかしながら、異議申立人が挙げている二通知は、都道府県に対する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言としての位置づけを有するものであり、本件対象文書は、二通知を参考にしつつ実施機関が独自の判断により作成したものである。したがって、二通知が公になっており、国民周

知の事実であるとしても、本件対象文書の内容が公になっているとはいえない。

本件対象文書は、証明書発行の申請者への対応方法などセンター職員の証明書発行にかかる業務遂行に当たっての考え方や手順など具体的な支援の詳細部分を含むものであり、配布はセンター職員に限定され、取扱注意とされているものである。本件対象文書を公にすることは被害者にとって、センターにおける具体的な対応の流れや支援方法等の情報が加害者にも明らかにされることとなり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうため、被害者の相談及び一時保護並びに加害者への対応に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、第3実施機関の説明要旨の1及び2のとおりである。

(2) これに対し、異議申立人は、平成25年6月26日付けで、本件決定に係る処分
の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第3の2のとおり、本件マニュアルのうち証明書発行にかかる記述箇所である。

3 本件決定の不開示の理由について

(1) 条例第8条第6号該当性について

当審査会の調査によると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援については、DV防止法第3条第1項により、都道府県が適切な施設でその機能を果たすこととされ、千葉県では配偶者暴力相談支援センターとして、センター、男女共同参画センター及び13か所の健康福祉センター（保健所）、計15機関がその機能を担うことになっている。

また、配偶者暴力相談支援センターはDV防止法第3条第3項の規定により、相談業務、心身の健康を回復させるための指導、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための援助、保護命令の制度の利用についての援助及び被害者を居住させ保護する施設の利用に関する業務を行うものとされている。千葉県においては、女性のための電話相談・面接相談、法律相談・心と体の健康相談等を上記15機関で行っているが、緊急の避難（一時保護）業務についてはセンターだけが365日24時間相談電話を受け付け、必要に応じて相談者等を一時的に保護している。

DV加害者等から被害者を保護することは、被害者との絶対的な信頼関係が必要であり、被害者の情報だけでなく、その支援方法や内容も含め、被害者に関わることになる情報等の徹底的な秘匿が求められるため、例えばセンターを除いた各機関

は、それぞれ所在地が記載・公表されているが、センターの所在地は一切公表されておらず、緊急の避難に関しての内容、手続等も公表されていない。

しかし、このような配慮をしても、配偶者の暴力から逃れるため一時的に保護された被害者の所在がほんの少しの情報から明らかになり、その結果、重大な事件に発展した例もある。

このように、センターはその業務執行に関する情報の取扱いには、非常に緻密な用心深さが要求されている。

そして、本件マニュアルに記載されている内容は、個々の構成部分が全体として有機的に一体となって、そのような特殊な業務の手続、手順等を示すものであり、構成部分の一部であったとしても、そこから個別の支援内容や今後の支援手続が類推されるおそれがあると言える。

相談しようとする者にとってみれば、情報開示の結果によっては、個別の支援内容等が明らかになる可能性があるというのであれば、相談を躊躇することなどが予想され、センターと被害者との信頼関係を毀損するおそれがあるものというべきであり、実施機関の主張するとおり、本件対象文書に記載された情報は公にすることによりその事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第8条第6号に該当すると認められる。

- (2) 異議申立人は、本件対象文書は証明書の発行について記載しているに過ぎず、このことは二通知により公になっているから、本件対象文書の記載事項は開示されるべきであると主張する。

しかし、本件対象文書は二通知を参考にセンターが独自に作成したものであり、二通知が公になっていることをもって本件対象文書が公になっているというものではない。また、本件対象文書は本件マニュアルを構成する一部であり、上記(1)のとおり、これを開示することは、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第8条第6号に該当する。

- (3) 処理基準が開示され、本件対象文書が開示とされたことについて

本件決定では、本件対象文書には業務遂行に当たっての考え方や手順など支援の詳細が記載されていることを不開示の理由としているが、異議申立人は開示された処理基準にも同様に業務遂行に当たっての考え方や手順などが詳細に記載されていることから、不開示事由は失当であり、本件対象文書は開示すべきであると主張する。

しかし、処理基準は総合企画部男女共同参画課が、配偶者暴力相談支援センターの主務課として、処理基準のみ単独で各配偶者暴力相談支援センターへ通知しているものであって、配偶者暴力相談支援センターの他の支援業務と一体となっているものではない。

上記第4の2のとおり、本件対象文書は本件マニュアルを構成する一部であり、処理基準とはその役割や性格が異なるのであるから、処理基準は開示され、本件対象文書が開示とされることに矛盾はない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
H 2 5 . 7 . 2 4	諮問書の受理
H 2 5 . 9 . 6	実施機関の理由説明書の受理
H 2 5 . 9 . 2 4	異議申立人の意見書の受理
H 2 7 . 7 . 2 9	審議
H 2 7 . 9 . 3 0	審議
H 2 7 . 1 0 . 2 9	審議
H 2 7 . 1 1 . 2 5	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)